

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構
京都企業グリーンイノベーション市場参入支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構（以下「機構」という。）は、成長分野として期待されるエコ・エネルギー産業を今日の社会的な要請にも応えられる京都のリーディング産業として育成するため、製品開発やビジネスモデルの事業化を通じて市場参入を行おうとする府内企業等を対象に、この要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、京都府内に事業所を有する次の各項に規定する中小企業者等とする。

(1) 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定するものとし、以下の項目に該当する者を除く。）

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を営む者

(2) 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定するもの（京都府内において事業所を設置していない中小企業者を構成員に含むものを除く。））

(3) NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定するもの。）

(4) 前各号に準ずるもので、機構理事長が、特に必要があると認める者

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は補助対象者とならないものとする。

(1) 京都府税及び京都市税を滞納している者

(2) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）であると認められる者

(3) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(5) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第2号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者

(8) 第2号から第6号まで(第7号の場合を除く。)のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、機構理事長が当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わない者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は下表に定めるとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
<p>エコ分野(低炭素化・地球温暖化対策、環境保全等)又はエネルギー分野(再生可能エネルギー等の創エネ、蓄エネ、省エネ、制御技術等)に係る以下の事業</p> <p>(1) 製品開発事業 基礎的な研究を終了した部品・部材、機器・装置、ソフトウェア等の試作・製品開発事業</p> <p>(2) ビジネスモデル事業 エコ・エネルギー分野の課題の解決に貢献する事業(創エネ、蓄エネ、省エネ等に寄与する機器又は仕組みの普及・促進等)</p> <p>※対象事業は以下を要件とします。</p> <p>(1) 補助金交付決定日以降に着手し、別に定める日までに完了する事業</p> <p>(2) 製品開発事業については、基礎的な研究を終了し、市場性、収益性、新規性等を有し、事業化が見込めるもの</p> <p>(3) ビジネスモデル事業については、市場性、収益性、新規性等を有し、事業化が見込めるとともに、地域活性化への波及効果が見込めるもの</p> <p>(4) 補助対象事業に対し、京都府及び京都市など他の公的補助金を受けていない、もしくは受ける見込みがないこと</p> <p>(5) 過去に、同一事業について、本補助金を受けていないこと</p>	<p>補助事業を行うために直接必要な経費で別に定めるもの</p> <p>(本事業で実施されたことを証明できるもの)</p>	<p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額</p> <p>(5,000千円以内の額。千円未満切捨。)</p>

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、様式第1号による交付申請書に様式第2

号、様式第3号のほか別に指定する書類を添えて、別に定める日までに機構理事長に提出しなければならない。

- 2 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を開始する場合は、様式第4号による事前着手届を機構理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付の決定)

第5条 機構理事長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるものについて、予算の範囲内において、申請者に対して交付決定の通知を行うものとする。

- 2 機構理事長は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画書の内容について、大幅な変更を加えようとする場合には、あらかじめ様式第5号による変更承認申請書を機構理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、事業を中止し又は廃止しようとするときは、様式第6号による事業の中止又は廃止届を機構理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第8条 機構理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業終了後7日以内に、様式第7号による実績報告書に、様式第8号、様式第9号のほか別に指定する書類を添えて機構理事長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する期間は、特別な事由その他正当な理由等があり、機構理事長が認めるときは、期間を延長することができる。

(額の確定等)

第10条 機構理事長は、前条の実績報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査を行い、事業が適正に実施されたことを確認した上で、交付決定金額の範囲内で補助金の交付額を決定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

(補助金の請求及び支払い)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、様式第10号による請求書により、補助金の交付を請求するものとする。

2 機構理事長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付取消等)

第12条 機構理事長は、次の各号に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 本要領に違反したとき

(2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為があったとき

2 前項の規定により取消又は変更したときは、機構理事長は速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 前条の規定により補助金の交付の取消等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、事業が完了した後も補助金により取得した財産(以下「取得財産」という。)について、様式第11号による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産のうち取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間内(以下「法定耐用年数」という。)において、機構理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

3 補助事業者は、前項の期間内に処分しようとするときは、様式第12号による取得財産処分承認申請書により、あらかじめ機構理事長の承認を受けなければならない。

4 機構理事長は前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産処分等により収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができる。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、事業の経費について、他の経理と明確に区分して帳簿及び証拠書類を整備し、その収支を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、機構理事長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様

所 在 地
名 称（法人名）
代 表 者 役 職 名
氏 名

㊞

京都企業グリーンイノベーション市場参入支援事業補助金交付申請書

京都企業グリーンイノベーション市場参入支援事業補助金交付要領に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円（千円未満切り捨て）
- 2 添付資料
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) その他添付資料
 - ア 法人登記事項証明書等（申請日から3箇月以内に発行されたもの）
 - イ 法人等の事業内容のわかるもの（会社パンフレット等）
 - ウ 直近2期分の決算報告書（財務諸表等）
 - エ 京都府税について滞納がないことの証明書（申請日から3箇月以内に発行されたもの）
 - オ 市民税、固定資産税及び都市計画税の市税に関する納税証明書（京都市に事業所を有する場合）
 - カ 事前着手届（様式第4号） ※補助金交付決定前に事前着手をする場合

事業計画書

1 申請事業者等の概要

事業者名	※中小企業者を含むグループの場合は、グループの名称及び構成企業名		
本社（主たる事務所）の所在地	（〒 - ）		
資本金または出資金の額	千円	従業員数	人
創業時期		設立時期	
業種			
主な事業内容	（どのようなものを製造・販売していますか）		
事業の沿革			
3期分決算推移	前々前期 （ ~ ）	前々期 （ ~ ）	前期 （ ~ ）
売上高（千円）			
経常利益（千円）			
担当者連絡先	所属・役職・氏名： 事務所所在地：（〒 - ） T E L : () - F A X : () - Eメール：		

2 申請する事業内容

<p>事業の種類</p>	<p>(該当するものを○印で囲んでください。)</p> <p>ア 製品開発事業</p> <p>イ ビジネスモデル事業</p>
<p>事業名</p>	<p>(概ね30字以内で事業内容が概観できるタイトルを記入ください。)</p>
<p>実施時期</p>	<p>平成 年 月 ～ 平成 年 月</p>
<p>事業内容</p>	

事業の目的・効果			
類似業務実績(受託等概要)			
申請事業の成長見込み	今期 (29.4~30.3)	次期 (30.4~31.3)	次々期 (31.4~32.3)
売上高 (千円)			
経常利益 (千円)			

注)

※事業計画書の作成にあたっては、次の観点を踏まえて記載してください。

- ・製品開発事業 … 市場性、収益性、新規性
- ・ビジネスモデル事業 … 市場性、新規性、収益性、地域活性化への波及効果

※記入欄が足りない場合は、行を適宜追加してください(別紙や参考資料の添付も可)。

収支予算書

1 収入内訳

区 分	金 額	備考(資金調達先等)
本補助金 申請額	円	C×1/2以内の額(千円未満切捨) ただし、500万円が上限
自己資金	円	
借入金	円	
その他 ^{※1}	円	
合計 ^{※3}	A 円	

2 支出内訳

区 分	予算額 (税込み)	補助対象経費 ^{※2} (税抜き)	備考
謝金・旅費	円	円	
製品開発費	円	円	
諸経費	円	円	
委託費	円	円	
合計 ^{※3}	B 円	C 円	

注)

- ※1 他の公的補助金との併給はできません。
- ※2 補助対象経費は、別紙で支出内訳明細書を作成してください。(様式自由)
また、消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。
- ※3 収入合計Aと支出合計Bは同額であり、一致します。

様式第4号（第4条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様

所 在 地
名 称（法人名）
代 表 者 役 職 名
氏 名

㊞

京都企業グリーンイノベーション市場参入支援事業補助金事前着手届

平成 年 月 日付けで申請の京都企業グリーンイノベーション市場参入支援事業補助金について、交付決定前に事業に着手しますので、届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、または交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

1 事前着手の理由

2 着手（予定）年月日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様

所 在 地
名 称（法人名）
代 表 者 役 職 名
氏 名

㊟

京都企業グリーンイノベーション市場参入支援事業補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付けで交付決定のあった上記補助金について、別紙のとおり事業内容を変更したいので、京都企業グリーンイノベーション市場参入支援事業補助金交付要領に基づき承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更の時期

注)

※ 変更の内容については、事業計画書(様式第2号)又は事業収支予算書(様式第3号)に変更後の内容を記載し、添付してください。

※ なお、変更部分は2段書きとし、上段に（ ）書きで変更前の数値等を記載してください。

※ また、交付申請書の添付書類に変更がある場合は、変更後の書類を添付してください。

平成 年 月 日

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様

所 在 地
名 称（法人名）
代 表 者 役 職 名
氏 名

⑩

京都企業グリーンイノベーション市場参入支援事業補助金中止（廃止）届

平成 年 月 日付けで交付決定のあった上記補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、京都企業グリーンイノベーション市場参入支援事業補助金交付要領に基づき提出します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期

平成 年 月 日

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様

所 在 地
名 称（法人名）
代 表 者 役 職 名
氏 名

㊟

京都企業グリーンイノベーション市場参入支援事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付けで交付決定のあった上記補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、京都企業グリーンイノベーション市場参入支援事業補助金交付要領に基づき報告します。

記

- 1 事業の完了年月日 : 平成 年 月 日
- 2 補助金交付決定額 : 円
- 3 補助金精算額 : 円
(補助対象経費) (円)
- 4 添付資料
 - (1) 事業報告書（様式第8号）
 - (2) 精算報告書（様式第9号）
 - (3) その他添付資料

事業報告書

事業名	(申請書の事業名を記載ください。)		
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
実施内容	(補助事業の実施内容を記載ください。)		
事業の成果	(補助事業の成果を記載ください。)		
課題点	(補助事業の課題点を記載ください。)		
今後の展開	(補助事業の今後の展開予定を記載ください。)		
事業の成長見込み	今期 (29.4～30.3)	次期 (30.4～31.3)	次々期 (31.4～32.3)
売上高 (千円)			
経常利益 (千円)			

※記入欄が足りない場合は、行を適宜追加してください。(2ページ以上も可)

精算報告書

1 収入内訳

区 分	金 額	備考(資金調達先等)
本 補 助 金	円	C×1/2以内の額(千円未満切捨) ただし、500万円が上限
自 己 資 金	円	
借 入 金	円	
そ の 他 ^{※1}	円	
合 計 ^{※3}	A 円	

2 支出内訳

区 分	決 算 額 (税込み)	補助対象経費 ^{※2} (税抜き)	備 考
謝金・旅費	円	円	
製品開発費	円	円	
諸 経 費	円	円	
委 託 費	円	円	
合 計 ^{※3}	B 円	C 円	

注)

※1 他の公的補助金との併給はできません。

※2 補助対象経費は、別紙で支出内訳明細書を作成してください。(様式自由)
また、消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。

※3 収入合計Aと支出合計Bは同額であり、一致します。

請 求 書

金 額			百	十	万	千	百	十	円

ただし、京都企業グリーンイノベーション市場参入支援事業補助金として

上記の金額を請求します

平成 年 月 日

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様

請 求 者

所 在 地

名 称（法人名）

代 表 者 役 職 名

氏 名

印

本書の金額は、下記口座に振込願います

口座開設場所 および預金種別	銀 行	支 店	普 通	第	号
	信用金庫		当 座		
口 座 名 義	(フリガナ)				

取得財産管理台帳

財産名 区分		
規格・個数		
耐用年数		
導入価格		
償却期間（年数）		
取得年月日		
保管場所		
備考		

注)

- ※ 京都企業グリーンイノベーション市場参入支援事業補助金交付要領第14条の規定により処分を制限された取得財産等について記載してください。
- ※ 数量は、同一規格等であれば一括記載して差し支えありませんが、単価が異なる場合は分割して記載してください。
- ※ 取得年月日の欄には、検収年月日を記載してください。

平成 年 月 日

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様

所 在 地
名 称（法人名）
代 表 者 役 職 名
氏 名

㊟

京都企業グリーンイノベーション市場参入支援事業補助金
取得財産処分承認申請書

平成 年 月 日付けで交付決定及び平成 年 月 日付けで額の確定通知のあった上記補助金により取得した財産について、やむを得ず処分する必要が生じたので、京都企業グリーンイノベーション市場参入支援事業補助金交付要領に基づき報告します。

記

- 1 処分対象となる取得財産
- 2 処分の方法（廃棄等）
- 3 処分の理由